最終更新日：2018年11月22日

旭精機工業株式会社
取締役社長 山口 央
問合せ先：総務部
証券コード：6111
http://www.asahiseiki-mfg.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、株主重視と企業価値の増大を経営の基本としつつ、企業活動を通じて顧客、取引企業、従業員、地域社会との関係を育み社会との密接な結びつきの中で法令等を遵守し、健全で透明性の高い経営を行うことを経営上の最も重要な課題の一つとして位置付け、コーポレート・ガバナンスへの取り組みの強化と徹底に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

すべての原則について、2018年6月に改訂されたコードに基づき記載しております。

【補充原則1－2－4】
現在、当社の株主における機関投資家及び海外投資家の比率は、相対的に低いことから、議決権電子行使プラットフォームの利用や招集通知の英訳は行っておりません。
今後、これらの比率の推移等を踏まえて、検討を行ってまいります。

【原則1－4】
当社は、取引先との良好な取引関係を構築し、事業の円滑な推進を図るため、必要に応じて取引先の株式を取得しており、当該株式の保有に関する方針については、毎年、年間取引額等を考慮し、取引関係の維持・強化の観点からの適否を取締役会に報告しております。
また、保有株式にかかる議決権行使の基準については、取引関係の維持・強化に生かすこと及び取引先の持続的成長に資するかという観点から、議決権を行使することとしております。
保有株式についての検証内容等の開示については、今後検討してまいります。

【補充原則3－1－2】
現在、当社の株主における海外投資家の比率は、相対的に低いことから、英語での情報の開示・提供は行っておりません。
今後、海外投資家の比率の推移等を踏まえて、検討を行ってまいります。

【補充原則4－1－3】
最高経営責任者の後継者は、当社においては取締役全員が後継者であり、当社の取締役全員は当社の経営理念や経営戦略を達成すべき目標として共有してその実現に向けて努力しております。取締役会は、最高経営責任者の後継者の育成等が適切になされるよう監督を行ってまいりますが、現在のところ後継者の計画等について十分な検討がなされているとは言えないため、今後検討してまいります。

【補充原則4－10－1】
現在、独立社外取締役は、独立社外監査役とともに取締役会等で活発に議論しており、取締役会等における社外役員の役割は有効に機能していると考えております。なお、指名及び報酬委員会などの諮問委員会は設置しておりませんが、より透明性の高いガバナンス体制を目指すべく、これらの諮問委員会の設置については今後検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

すべての原則について、2018年6月に改訂されたコードに基づき記載しております。

【原則1－7】
当社では、取締役会規程において、取締役及び取締役が実質的に支配する法人との競業取引及び利益相反取引について、取締役会での審議・決議を行うこととしております。
また、取引条件及び取引条件の決定方針等については、「株主総会招集ご通知」及び「有価証券報告書」で開示しております。

【原則2－6】
当社の年金制度は、将来の給付原資を安定的に確保するという資産運用の目的から、長期的に運用収益を確保すべく、適切に分散した資産配分による運用を行っております。
運用委託機関及びファンドの選定にあたっては、「資産運用に関する基本方針」に基づき、定量評価及び定性評価を行うとともに、必要に応じて運用受託機関の運用実績に携わる者に対するヒアリングなども行い、それらの結果を基に判断しております。
また、当該機関が行う議決権行使等についても、適正な取組みとなっているかモニタリングを行っております。
担当者には、運用委託機関各社が実施する各種セミナーに出席させるなどして必要な業務知識を習得させております。

【原則3－1】
(1)当社の経営理念及び経営方針については、「有価証券報告書」にて開示しております。また、以下の当社ホームページにて、2018年を初年度とする「2020事業計画」を開示しております。
当社ホームページ：http://www.asahiseiki-mfg.co.jp/
(2)コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方については、本報告書の「1．1基本的な考え方」に記載のとおりであります。
(3)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続については、本報告書の「2．1【取締役報酬関係】報酬の額又はそ

の算定方法の決定方針の開示内容」に記載のとおりであります。
(4)取締役会については、適切かつ機動的な意思決定と適正な監督を行えるよう、各事業分野、人事・会計等についての専門的能力及び知見を有する社内出身の取締役と、公正かつ多様な価値観に基づく積極的な意見がいただける複数の社外取締役により構成することを基本方針としております。
監査役会については、専門分野を中心とした幅広い経験及び知見を有し、公正かつ中立的な立場で意見がいただける人材を選任することを基本方針としております。
この基本方針のもと経営陣幹部の選解任並びに取締役及び監査役候補者の指名をすることとしており、その手続きは役員内規に基づいて行っております。
(5)取締役会では、取締役・監査役候補者の指名をするにあたり、上記(4)を踏まえて行うこととしており、候補者個々の経歴を「株主総会招集ご通知」に記載することとしております。
そのうち社外取締役及び社外監査役については、「株主総会招集ご通知」に指名理由を記載しております。
なお、経営陣幹部の選解任についても、上記(4)を踏まえて決議することとしております。

【補充原則4－1－1】
取締役会は、法令、定款に規定されている事項のほか、取締役会規程で定める事項を決定しており、これ以外の業務執行に関する事項については、常勤取締役で構成する常務会に委任しております。また、常務会の運営状況等は、常務会規程により、適時取締役会に報告することとしております。

【原則4－9】
当社の独立社外取締役の独立性については、会社法及び名古屋証券取引所が定める独立性基準により判断しております。

【補充原則4－11－1】
取締役会については、適切かつ機動的な意思決定と適正な監督を行えるよう、各事業分野、人事・会計等についての専門的能力及び知見を有する社内出身の取締役と、公正かつ多様な価値観に基づく積極的な意見がいただける複数の社外取締役により構成することを基本方針としており、選任手続きについては、当該方針のもと役員内規に基づいて行っております。
また、当社定款では取締役会の定員を20名としておりますが、現在の取締役会は、社外取締役2名を含む9名で構成されており、現状での会社規模及び適切かつ機動的な意思決定の実現の観点から、現在の人員が適切と判断しております。

【補充原則4－11－2】
他の上場会社の役員の兼務状況については、「株主総会招集ご通知」及び「有価証券報告書」で開示しております。

【補充原則4－11－3】
取締役会全体としての実効性については、適宜取締役から意見を伺い、また監査役会と代表取締役との面談等により評価しており、実効性は確保されていると考えております。

【補充原則4－14－2】
社内出身の取締役については、当社が掲げる経営理念及び経営方針の実現に必要な知識・能力を向上させるため、外部セミナー等への参加を推奨するなど必要な支援を行います。
社内出身の監査役については、適正な監査の実施に必要な知識習得のため、外部セミナー等への参加を推奨するなど必要な支援を行います。
社外取締役及び社外監査役については、適宜当社の事業及び業務内容等の説明を行うなど、当社についての理解を深めるための機会を設けております。

【原則5－1】
(1)総務部担当取締役が、IRの統括責任者として、株主との対話全般についての統括を行っております。
(2)総務部担当取締役が総務部と経理部を連携させて、株主との対話を補助するための対応を行っております。
(3)毎年、株主総会終了後に株主懇談会を開催し、株主から様々な意見をお伺いしております。また、必要に応じて、株主へのアンケートを実施して、当社に対する意見等を伺うこととしております。
法令に基づく情報開示以外でも、株主にとって有用であると認められる情報については、ホームページ等にて開示することとしております。
(4)株主との面談の内容や株主アンケートの結果については、必要に応じて取締役会へ報告することとしております。
(5)対話に際しては、事前にインサイダー情報の確認をするなど、適切な管理のための必要な対応を行っております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
古河電気工業(株)	495,800	20.55
旭化成(株)	168,900	7.00
オークマ(株)	120,000	4.97
三谷伸銅(株)	119,073	4.93
(株)三菱UFJ銀行	106,084	4.39
東京海上日動火災保険(株)	86,515	3.58
岡谷鋼機(株)	84,600	3.50
(株)みずほ銀行	56,507	2.34
小池恒三	50,000	2.07
(株)名古屋銀行	45,000	1.86

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

古河電気工業株式会社から平成30年10月1日付及び平成30年10月2日付で提出された大量保有報告書（変更報告書及び訂正報告書）において、平成30年９月28日現在で同社が当社株式455,800株を保有している旨が記載されておりますが、当社として平成30年９月30日現在における実質株式数の確認ができないため、上記大株主の状況は、株主名簿に基づいて記載されております。

３．企業属性

上場取引所及び市場区分	名古屋 第二部
決算期	３ 月
業種	機械
直前事業年度末における（連結）従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

４．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

５．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
信崎卓	他の会社の出身者											
尾形昭彦	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
信崎卓		―――	同氏を社外取締役として選任したのは、同氏が古河電気工業株式会社の執行役員や取締役、古河エレコム株式会社代表取締役社長などを歴任しており、その経歴を通じて培われた経験・見識を、当社の経営に活かしていただきたいためです。 なお、古河電気工業株式会社は当社の大株主ですが、同社の当社株式の持株比率は20%以下であり、また同社と当社の取引は、定型的な取引であり、同氏個人が直接利害関係を有するものでもなく、同氏の社外取締役としての独立性は確保されているものと判断しております。

尾形昭彦		―――	同氏を社外取締役として選任したのは、同氏がオークマ興産株式会社の代表取締役社長やオークマ株式会社の常勤監査役などを歴任しており、その経歴を通じて培われた経験・見識を、当社の経営に反映していただきたいためです。 なお、オークマ株式会社は当社の大株主ですが、同社の当社株式の持株数比率は20%以下であり、また同社と当社の取引は、定型的な取引であり、同氏個人が直接利害関係を有するものでもなく、同氏の社外取締役としての独立性は確保されているものと判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

常勤監査役が会計監査人と定期的に会合をもつなど緊密な連携を保ち、積極的な意見及び情報の交換を行うことにより、監査の充実を図っております。内部監査室は、常勤監査役に対して内部監査の状況及び監査結果を適宜報告しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
馬場紀彰	他の会社の出身者													
西野充	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由

馬場紀彰		―――	同氏を社外監査役として選任したのは、同氏が岡谷鋼機株式会社の代表取締役専務取締役などを歴任しており、その経歴を通じて培われた経験・見識を、当社の監査に反映していただきたいためです。 なお、当社は、岡谷鋼機株式会社との間で取引を行っておりますが、定型的な取引であり、同氏個人が直接利害関係を有するものでもなく、同氏の社外監査役としての独立性は確保されているものと判断しております。
西野充	○	―――	同氏を社外監査役として選任したのは、同氏がペンタックス株式会社の執行役員やAvanStrate株式会社の監査役などを歴任しており、その経歴を通じて培われた経験・見識を、当社の監査に反映していただきたいためです。 なお、同氏は、現在の株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の出身者で、同行は当社の株主であり、当社は同行と取引を行っておりますが、一般的な銀行取引であり、同氏個人が直接利害関係を有するものでもありません。 同氏を独立役員として指定したのは、一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとして証券取引所が定める事項のいずれにも該当しておらず、また、社外取締役及び社外監査役のうち最も独立性が高いと判断したためです。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

業績連動報酬は、業務執行取締役を対象に、当期純利益に応じて支払います。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役に支払った報酬 127,054千円 (うち社外取締役 9,240千円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は、内規で定められた基本報酬として支払われる固定報酬と、会社業績の達成度によって変動する業績連動報酬によって構成されております。
また、平成25年6月27日開催の第64回定時株主総会において決議された報酬限度額は、年額180,000千円以内（使用人兼務取締役の使用人給与相当額（使用人分賞与含む）を除く）であり、その限度額内で固定報酬及び業績連動報酬を支払うこととしております。各取締役の業績連動報酬の算定方法は、当期純利益（業績連動報酬控除前）に応じて各取締役の基本報酬に係数を乗じた金額としております。なお、社外取締役に対しては、内規で定められた固定報酬とし、業績連動報酬は支給いたしません。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

総務部が必要に応じてサポートを行う。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

取締役会は取締役9名で構成しておりますが、公正かつ多様な価値観に基づく意思決定をより実効的に行うため、2名の社外取締役を招聘しております。そして、日常の業務執行を迅速に行うために、常勤取締役7名で構成する常務会を設置いたしております。
また、当社は、二つの事業部からなる事業部制を採用し、事業部ごとに権限の委譲と責任の明確化を行い、経営の効率化を図っております。なお、それぞれの事業部長には常勤取締役を配しております。その他として、各種の独立した専門委員会を常設し、取締役会及び常務会の監視の下、組織横断的に選任された委員が個別案件の処理を行っております。
監査役は常勤監査役1名、非常勤監査役2名（いずれも社外監査役）の計3名を選任しており、定例の取締役会及び臨時取締役会に出席し、必要に応じて意見を述べ、効率的な業務執行及び取締役会の執行監視を行っております。また、常勤監査役は、会計監査人や内部監査室との緊密な連携をとるとともに、取締役会以外の重要な会議にも出席し、その結果を監査役会に報告するなど、取締役の業務執行状況を積極的に監視できる体制となっております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現状のコーポレート・ガバナンス体制については、これまで有効に機能しており、経営に対する監視機能としては十分な体制であるものと判断しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成30年６月27日開催の定時株主総会にかかる招集通知を、同年６月11日に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	平成30年の定時株主総会を、同年６月27日に開催しております。
その他	株主総会招集通知は、発送日前に当社ホームページ等へ掲載し開示しております。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	業績推移、財務指標、決算短信、四半期報告書、有価証券報告書、株主総会招集通知等	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	コンプライアンス規程において行動基準として規定しております。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	環境保全推進体制を構築し、ＩＳＯ１４００１の認証を取得し、環境保全の推進活動を行っており ます。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	企業行動憲章における企業倫理行動基準において、「企業情報を適時適切に提供します」と定 めております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の内部統制システムは、基本規定（定款、取締役会規程、常務会規程等）、組織規定（業務分掌規程、職制規程等）、人事関係規定(就業規則、賃金規則等)及び業務規定(経理規程、財務報告に係る内部統制推進規程、内部監査規程、リスク管理基本規程等)から成る規定群にその根拠を置いており、その遵守状況につき内部監査規程に準拠した内部監査により検証しております。これら規定群に準拠して業務を執行することで、当社における事業経営の有効性と効率性を高め、財務報告の信頼性を確保し、事業経営に係る法令の遵守を促しております。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、企業行動憲章における企業倫理行動基準において、反社会的な勢力に利益供与しない旨を明記し、この企業行動憲章を全役職員に配布し常に携行させるなど、その徹底を図っております。
また、平素から、公益財団法人暴力追放愛知県民会議などの外部専門機関との連携を深め、情報収集に努めるとともに、反社会的勢力に対する体制を整備しております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

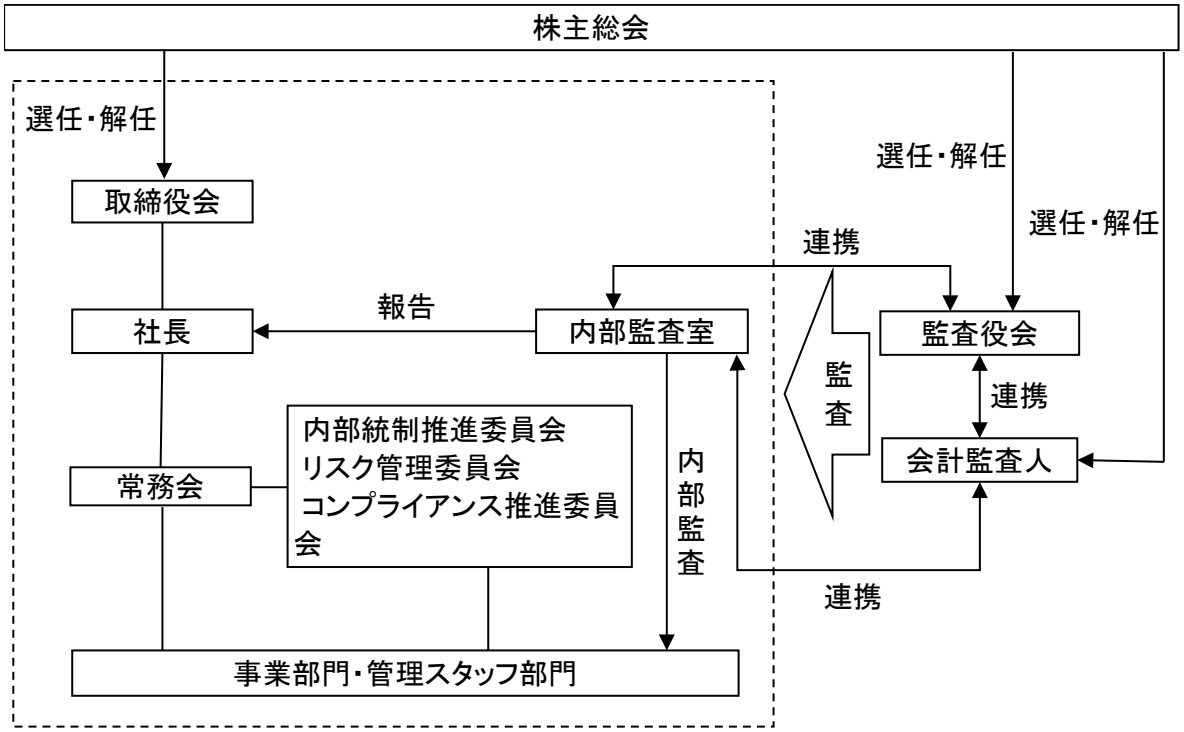
買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

導入しておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、次のとおりです。
1. 当社は、投資者への適時適切な会社情報の開示のため、会社法、金融商品取引法、名古屋証券取引所の規則、その他諸法令を遵守しております。
2. 社内規定として「内部情報管理ならびに内部者取引規制に関する規程」を設け、内部情報の管理および公表に関する事項を定めています。
3. 重要な会社情報が発生した場合、当社では、各事業部より常務会に適切に報告される体制のもと、常務会は速やかに取締役会に報告し、取締役会の承認決議後、取締役社長は、遅滞なく名古屋証券取引所へ届出を行うこととしています。また、自社のホームページへの掲載等による開示も行います。なお、緊急性が高い情報については、取締役社長の判断で取締役会決議を経ずに開示することがあり、この場合取締役社長は遅滞なく取締役会に報告することとしています。


株主総会
選任・解任
取締役会
選任・解任
選任・解任
連携
社長
報告
内部監査室
監査役会
監査
連携
内部統制推進委員会
リスク管理委員会
コンプライアンス推進委員会
常務会
内部監査
会計監査人
連携
事業部門・管理スタッフ部門